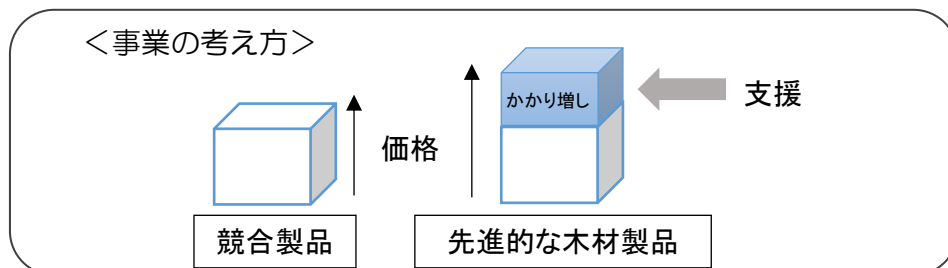


道産木材利活用対策事業について、これまでにいただいたご質問の中から代表的なものについてQ&Aを作成しましたので、応募の際の参考にしてください。

令和元年10月7日

## 1 事業の目的は？

当該事業は、競合製品とのかかり増し分を支援することにより、先進的な木材加工技術を使用した道産木材の利用推進を図ることを目的としています。



## 2 モデルハウスは対象になりますか？

モデルハウスでも対象になります。判断に迷う建築物がある場合はお問い合わせください。

## 3 他の補助事業との併用は可能ですか？

当該事業としては他の補助事業との併用は可能です。  
ただし、併用する事業の制限については取り扱う機関にお問い合わせください。

## 4 事業の優先採択事項とは？

### 4-1 優先採択事項とはどのようなものですか？

限られた予算の中で効率良く事業目的を達成するため、申請内容を次の優先採択事項毎に採点し、合計点の上位のものから事業採択を行います。

#### 優先採択事項

- ①木材加工に関する先進技術を活用した道産木材を使用する建築物
- ②道産木材のPR効果が高い建築物
- ③道産木材の利用率が高い建築物
- ④北海道胆振東部地震による損壊から復旧する建築物
- ⑤北海道胆振東部地震の被災地域に建設する建築物
- ⑥北海道胆振東部地震の被害木を活用した建築物

### 4-2 「①木材加工に関する先進技術を活用した道産木材」とは何ですか？

「CLT」「コアドライ」「高強度集成材」のほか、これまでに道内での利用実績の少ない先進技術を用いた道産木製品が対象になります。

判断に迷う際は、個別にご相談ください。（その際は製品資料等をご提供ください）

### 4-3 「②道産木材のPR効果が高い建築物」とは何ですか？

道産木材が多くの方々目に触れる機会の多い建築物のほか、道産木材をPRする見学会等を開催する建築物も対象になります。

5 4月1日以降に着手した建築物となっていますが着手とは何の着手ですか？

着手とは工事の契約をした日のことです。

6 建具などに道産木材を使用している場合は補助対象になりますか？

補助対象になります。

補助単価は「その他の道産木材」（21,200円/m<sup>3</sup>）になります

建築物に使用される構造材、造作材、羽柄材、合板はもちろん、内装材、外装材、建具（カウンター・ドア・サッシ等）も対象になります。

ただし、移動可能な家具（テーブル・イス・タンス等）や建築物と一体となっていない外構（ベンチ・木柵等）に使用される木材は対象になりません。

判断に迷う際はお問い合わせください

7 隣接する2棟の建物を補助対象にすることは可能ですか？

建築物単位での申請となりますので、別々に申請することは可能です。

8 建築事業者が受け取った補助金は、建築事業者の収入にして良いのですか？

1のとおり、当該事業は先進的な木材加工技術を使用した道産木材の利用推進を図るため、競合製品とのかかり増し分を支援することで、その利用推進を図ることを目的としている事業です。

施主の負担が変わらない場合、建築事業者が価格差分を施主と当該事業から重複して得ることになるため好ましくありません。

このため、設計書や見積書等で補助金額が差し引かれるなど、今回の補助相当額が控除されている内容となっている必要があります。

ただし、一定の事務手数料相当分を差し引くことは問題ありません。

9 施主の同意はなぜ必要なのですか？

8のとおり、建築事業者の方のみの収入になること等が原因による、後々の建築事業者と施主のトラブルを防ぐため、当該事業の内容について施主の理解が必要です。

このため、同意書の提出までは条件にしておりませんが、施主の同意を得ることを条件としております。

10 すでに工事が始まっている建築物も対象になりますか？

平成31年4月1日以降に着手（工事の契約）したものであれば対象になります。

11 すでに工事も終わり引き渡し完了している建築物も対象になりますか？

対象になりますが、次の点について留意してください。

①事業の採択にあたり、「道産木材のPR効果が高い建築物」が優先採択事項の一項目となっているため、完了後においても道産木材のPRをする必要があります。

②完了後であっても補助金相当額の控除を証明する必要があります。